

(写)

7茅環政第23号
令和7年6月26日

茅ヶ崎市環境審議会 会長 様

茅ヶ崎市長 佐藤 光



茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和7年度版）について（諮問）

このことについて、茅ヶ崎市環境基本条例（平成8年茅ヶ崎市条例第25号）第21条の規定により、貴審議会の意見をいただきたく、市民意見を付し、次のとおり諮問します。

1 諮問する事項

茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和7年度版）について

2 添付書類

- ・茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和7年度版）
- ・茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和7年度版）に対する市民意見

なお、答申は令和7年9月30日（火）までに御提出くださるようお願いいたします。

（事務担当 環境部 環境政策課 環境政策担当）

「茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和7年度版）」に対する市民意見

- 1 募集期間 令和7年5月22（金）～ 6月13日（金）
- 2 意見の件数 44件
- 3 意見提出者数 7人
- 4 内容別の意見件数

項 目	件 数
全般	1 件
はじめに	3件
政策目標1 自然と人が共生するまち	25件
政策目標2 良好な生活環境が保全されているまち	6件
政策目標3 資源を大切に作る循環型のまち	1 件
政策目標4 気候変動に対応できるまち	3件
政策目標5 環境に配慮した行動を実践するまち	2件
資料編	3件
合計	44件

5 意見の内容

全般について

No.	ページ	意見の内容
1	全般	昨年も記載しましたが、環境基本計画は2021年に改訂されてから、この年次報告書を作る意味がなくなっているように思います。市民からの意見は毎年少なくなっていると思うし、何ら市民の意見が次の計画や年次報告書の作り方に反映されていないため、もうあきらめてしまう市民が多くなっているのではないのでしょうか。 特に、茅ヶ崎市の環境を改善するための環境基本計画のはずが、その環境を総合的に責任を持って実施する担当課はなく、予算も総合的に考えられたものではありません。それをただ、環境基本計画が環境政策課の担当だからと、特に自然環境に関しては実際に関わっていない職員が作成し、その検証を環境審議会が行うことに意味があるのだろうかという疑問に思っています。 審議会は、担当課に言われたことだけではなく、審議会としての独立性があり、自分たちで実際に調査・検証する権限を持っています。その権限を使って、審議会の委員の皆さまには、各担当課に事業評価の内容等を吟味し、ほんとうにこれで政策目標が達成できる施策が毎年実施されているのか、考えていただきたいと思います。特に、法律や条例、計画と照らし合わせて、これで茅ヶ崎市の自然環境は守れるのかどうか、何が足りないのか、十分な審議をしてくださるよう、お願いいたします。

はじめに について

No.	ページ	意見の内容
2	3	*印の説明が無い。(「用語集に記載している事項」でしょうか)
3	3	環境基本計画が改訂された経緯(国内外の情勢、法令の整備等)をキッチリ整備して記載すること。用語集と統一して。
4	4 9	「生き物→生息・生育」、「植物→生育」、「動物→生息」に全ページで統一確認すること。何度も指摘している。環境系の報告書のイロハ。(「生きものの生息域」となっている。正しくは、「生きものの生息・成育域」)

政策目標 1 自然と人が共生するまち について

No.	ページ	意見の内容
5	9	毎年同じことを書いているような気がします。 この政策目標を達成するために、記載されている施策内容で実施できると本当に考えていますか。 特に「多様な生きものが生息・生育できる環境に復元しつつある」対象のある場所はどこで、どのような施策がされていますか。 「住宅地の緑化は進んでいる」のはどこの場所で、どのような手を打っていますか。 とりわけ、自然環境に関しては、次の基本方針にある「生物多様性の保全」を守る条例も規則もガイドラインも作成されていません。自然環境を担当している景観みどり課は、茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)に記載があった「生物多様性のガイドラインを作成」に全く手を付けず、10年そのままにして、その代わりに緑化ガイドラインの策定をすると記載しています。緑化のガイドラインでは、公有地や民有地の開発時に緑化をどうするか、開発のための規定であり、生物多様性の自然環境の保全とは全く違うものです。その緑化ガイドラインさえ、未だに他市の先進事例を研究しているような状況というのは理解に苦しみます。 多くの市民が理解して、外来種の除去や少なくなった自然環境の大切さや希少種の保全等に協力してもらうためには、生物多様性のガイドラインが必要だと考えます。もう一度、検討してください。 また、政策指標は、以前のことがわからない市民のアンケートで指標になるとは思えません。この中の③の緑地面積は、唯一具体的な数字ですが、法的に網がかかっている場所以外は入っていません。でもそれでさえ減っています。多分これからもどんどん減って行くことでしょう。 特に参考データでは、自然的土地利用の割合が都市計画区域、市街化区域、市街化調整区域のどこの区域も減っているという結果が出ています。これではどうにもなりません。 言葉だけの目標を掲げてても空しいだけです。もう一度実質的な施策をどうするか、考えてほしいと願っています。
6	10	参考データにある「みどりの保全地区」について。自然環境の保全をするためにこの条例があるとしている茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例の中の「みどりの保全地区」は、全く指定されていません。現在の茅ヶ崎市では、この仕組みは機能しないと、昨年も記載しました。現実の茅ヶ崎市の中でどのような場所がこの保全

		地区に当てはまるのか、教えてほしいし、そこの地権者には働きかけをしているのか、教えてください。 令和6年実績の事業評価の中で、「～生態系ネットワークの保全が進みました」と記載がありますが、そのほとんどは市民団体が担っているものです。その市民団体に対して、担当課は、協働する場合に必要な活動の補助やお互いに協力していこうという姿勢がなく、市に協力することが嫌になるような対応をされる場合が多いのはどうしてでしょうか。市としては反省すべきだと思います。 自然環境の保全には、市民の力が不可欠ですが、そのような考え方を持っていない職員が増えていくばかりです。市民自治とは何かを考えてほしいと思います。
7	10,14 15,67	「代償ミティゲーション」は用語集にはない。「代償」は不用では？必要であれば用語集を変更。
8	10	「シードバンクの実施」の説明が無い。説明不足。埋土種子（シードバンク）を活用した緑化技術のことか。
9	10	成果1行目：清水谷・赤羽根十三図,平太夫新田など市民活動団体や事象者が外来種の抜き、、、について、行谷が抜けています。茅ヶ崎野外自然史博物館では行谷の谷戸部の休耕田を地主さんからお借りし、保全管理作業を15年前から続けています。年次報告書の原稿を作成する際に、記述内容や事実関係を十分に確認することなく前年の内容を少し書き換えるだけで済ませていると、私達がやってきた15年の努力は入らないこととなります。自然環境分科会のヒアリングにも野外博事務局長が出席していますし、アンケートも毎年出しています。それも参考にして原稿を作成しないと、エコワーク時代のいろいろな過ちが修正されないままとなってしまいます。 成果1行目：「在来種の育成」について、植物園ならともかく、特別緑地保全地区で「育成」はあり得ません。保全管理作業を実施することは良いですが、特別緑地保全地区内で自然環境の改善を図ることなく植物園のように植物を栽培・播種してしまったら特別緑地保全地区としての価値は喪失してしまいます。この文は削除してください。 成果1行目：「生態系ネットワークの保全」について、「生物多様性の保全」、「生態系ネットワークの構築」あるいは「生態系ネットワークの維持」という言い方はありますが、「生態系ネットワークの保全」という表現はありません。用語の修正が必要です。 課題3行目：「未整備箇所が多数ある」について、現状市が管理できる緑地はそれほど多くないはずですが。「未整備箇所が多数」とはこの場所を指しているのでしょうか。 課題5行目：「シードバンクの実施」について、何を言おうとしているのか、意味不明です。「シードバンクの確保」ということなののでしょうか。
10	11	赤羽根十三図周辺特別緑地保全地区は、毎週保全作業が行われている清水谷と違って、単発的に景観みどり課が声をかける市民だけが保全作業に参加できるという体制を取っていて、年に5回の保全作業しか実施していません。これでは、特別緑地保全地区としての保全は難しいと思います。審議会委員の方は、現状を確認してください。今後、多くの市民に働きかけ、参加してもらえるような研修等をすべきと考えます。それが今後のより良い保全管理につながると考えます。 平太夫新田は、市民団体「相模川の河畔林を育てる会」が現在は茅ヶ崎市が占有

		しているオドリコソウの生育地のみの保全活動を実施しています。平太夫新田としての区域の将来像が描けておらず、市民に対してきちんとした保全のための計画を検討し、地域住民に対しての協力の要請等のメッセージを出すべきです。 柳谷は、県による里山公園としての管理の中に、多くの市民が関わり、柳谷の自然に学ぶ会も協力しています。この書き方はおかしいと考えます。
11	11	「行谷では、神奈川県の小出川河川改修事業の進捗に伴い、保全作業は実施できませんでした。」について、この表現は明らかな誤りです。自然環境評価調査でコアマップ対象地区に抽出された「行谷」は、谷戸側の田んぼや休耕田を中心とした湿地と小出川の氾濫源である遊水地予定地の両方です。茅ヶ崎野外自然史博物館では、2010年から15年にわたり休耕田0.3haをお借りして保全管理作業を行っています。「関東水とみどりの拠点100選」にも選ばれています。現在環境省の自然共生サイトにも登録申請中です。
12	12	「希少種の保全」について、茅ヶ崎市において「希少種」として定義された種類はありません。しいて言うならば、「希少性のある種」でしょうか。
13	12	北部地区の緑地に対する維持管理も重点事業としての伐採も清水谷ですが、この伐採に関しては、十分に清水谷の林床の保全を行う維持管理がされないで実施されたはず。その点は、課題として記載すべきではないかと考えます。
14	13	特に重要度の高い自然環境を有する地域について、平太夫新田地区は生物多様性が高いわけではなく、コリドーとしての機能が評価され、コアマップ対象地区7地区の一つとして抽出されました。指標種の種類はそれほど多くありません。長谷は貧栄養草地に依存する生物が見られることで評価されましたが、その後所有する学校法人が盛り土してしまい、生物多様性が顕著に低下しています。柳島は生物多様性が高いわけではありませんが、海岸周辺の砂地に生息・生育する動植物が見られるという固有性が評価されました。以上は自然環境評価調査の概要報告を読めばわかることです。不正確な表現は、市民に誤解を与えてしまいます。正確な表現に修正してください。
15	13	この図の中で生きものの移動経路として重要な場所であるとされている大曲には、公園が作られたが、何ら生きもののことを考えているとは思えない植栽です。でも、みどり審議会も景観審議会も通過しているので、どうなっているのでしょうか。
16	14	成果として、開発行為等に伴う植物を中心とした代償ミティゲーションの実施の記載があります。昨年度も記載しましたが、このミティゲーションのために多くの時間を費やしたにも関わらず、移植後の管理を誰が実施するのかなど、責任の所在がはっきりしないために移植した植物が十分な管理をされず、どこに行ったか分からない状況になっています。 今後は、きちんとした公的な場所の設定と管理の在り方を明記し、市民に協力を求めることも視野にシステムを策定すべきと考えます。そうしないと、開発のスピードが速いために、希少種や指標種だけでなく、在来種までも消えていきます。 無責任なミティゲーションをしても何も意味がないと思いますので、早急な保全管理のためのシステムを構築してください。
17	14	課題1行目：「調査員の育成や専門性のさらなる向上が重要」について、市が、調査員について思うには不適切です。自然環境評価調査は全種調査と比較しても遜

		色ない結果を出すために編み出された調査方法で、調査員がすべての種を同定できなくても指標種がわかれば調査ができる可能な画期的な調査方法です。また、昆虫チームなどはそうそうたるメンバーですし、その他の分類群でも、フォローをして調査が進んでいます。「今後に向けての課題」として記述した方がいいでしょう。
18	14	「緑化ガイドラインの作成」の具体イメージが不明。元々、茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)には『生物多様性の保全・再生のためのガイドライン』(同計画のP.36、37を参照)があり、みどりの基本計画(生物多様性地域ちがさき戦略)の改訂時に、『すり替えられた経緯』がある。
19	14 15 69	*(「茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書(令和6年度版)」に対する市民意見及び市の考え方)の10ページ、No.15 令和6年度版の環境基本計画年次報告書に対する市民意見で、「自然環境評価調査員について、日常的に清水谷、柳谷で活動している方が調査員に応募しましたが、清水谷と柳谷の調査員に選ばれなかった。どのように選別しているのでしょうか。」とお聞きしました。市の考え方として、「自然環境評価調査事業における市民調査員の募集に関して、市民調査員としてご応募いただいた皆さまにおかれましては、辞退された場合を除き、調査員として御協力いただいています。」と返事をいただいています。答えになっていません。 再度お聞きします。日々清水谷で活動している人が清水谷の調査員になれなかった理由は何でしょうか。清水谷の環境をよく知っている人が清水谷の調査員になったほうがよかったと思いませんか
20	15	自然環境評価調査を実施しているが、以前は市民の中で茅ヶ崎市の各分野の調査を日頃から行っている人たちと事前に話し合いをして、調査の方法等を検討し、途中でも意見交換会を実施して進めていました。でも今は進め方が何処で決まっているのか、明確ではない点で、市民との協働と言える状況ではありません。特にどこを調査するのかなども、どこで決まるのか、自分が活動している場所の調査に参加できない人がいたり、不公平な状況で、どうしてこのようなことが起こるのか、教えてほしいと思います。 また、この自然環境評価調査を行うことで、茅ヶ崎の自然環境を守るために使われると信じていましたが、実際にはそうではなくなっており、調査をすることが目的だと公言されている状況です。最初から関わってきた市民としては情けないと思っています。 外来種に関する情報発信や拡散防止の推進との記載があるが、その実施内容は各団体が実施している内容が記載されているだけで、逃げ出しの外来種が抑制される必要があるにもかかわらず、その施策はありません。 また、清水谷は外来種の抑制で、赤羽根十三図や相模川は具体的な外来種の名前が記載されているのはどうしてですか。 相模川の河川敷の占用地域は、市民団体の相模川の河畔林を育てる会もオオブタクサやアレチウリ、コセンダングサ、セイタカアワダチソウなどを駆除しています。 駒寄川では、市民団体の駒寄川水と緑と風の会が、ナガエツルノゲイトウの駆除をしているにもかかわらず、記載がないのはどうしてか、教えてください。 「緑化のガイドライン策定に向けた検討を再開しました。」と記載がありますが、どんな検討をされたのでしょうか。記載すべきだと思います。

21	15	ミティゲーションは、人間自身が避難したわけではないので、「退避」ではなく、「移植」です。
22	15	「緑化ガイドライン策定に向けた検討を再開」とは。いつ中断し、その理由は、検討の具体的な作業は。
23	15 69	*(「茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和6年度版）」に対する市民意見及び市の考え方)の8ページ、No.17 植物のミティゲーションについて、令和6年度版の環境基本計画年次報告書に対する市民意見でお聞きしました。市からの考えてとして、「植物等対象となる生きものの移植実施及びその後の維持管理、継続的なモニタリング等、ミティゲーションに関する一連の手法については、引き続き検討を進めていきます。*」という返事をいただきました。これも検討結果を教えてください。
24	16	生物多様性のガイドラインもなく、市民にどんな具体的な生物多様性に関する理解を深めてもらえるのでしょうか。私には理解できません。
25	16 64	「ハイブリッド開催」とは（P.64にも「ハイブリッドセミナー」がある。）
26	17	モリアオガエルの成体展示をしたことが生物多様性に関する情報発信に取り組んだと記載がありますが、これもひどい話です。清水谷から持ってきて駆除しているはずのモリアオガエルをどうして展示するのでしょうか。タウンニュースなどでも取り上げられて、担当課は喜んでいましたが、清水谷にはモリアオガエルを取りに来る人がいるようになりました。その人たちが捕獲したモリアオガエルを違う場所に放せば、また被害が拡大することになります。何を考えているのか、理解できません。
27	20 21	*(「茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和6年度版）」に対する市民意見及び市の考え方)の9ページ、No.16 昨年に引き続き駒寄川のナガエツルノゲイトウについてお聞きします。 前年、令和6年度版の環境基本計画年次報告書に対する市民意見で、「審議会委員より、ナガエツルノゲイトウの情報を市民から集める工夫をしたらどうかという提案が出て、半年が経つがどうなっていますか*」と質問し、市からの考えてとして、「ナガエツルノゲイトウについては、今後の状況に応じて対応を検討していきます。市民からの情報を集める工夫について、引き続きその具体的な手法について検討していく*」という返事をいただいておりますが、検討した結果について教えてください。 また、平成6年度に浚渫を行う、と下水道河川管理課からお返事をもらいましたが、いまだ浚渫は行われていません。これは検討した結果なのでしょうか。
28	20 21	成果2行目：「駒寄川にて確認された特定外来生物であるナガエツルノゲイトウについて、繁茂状況の確認を行いました。」、特定外来生物の繁茂状況を確認しただけで「成果」として挙げることは不適当です。せめて、「可能な限り駆除した」ということでなければ削除すべきです。 藤沢土木事務所は、令和6年度に小出川の一部地域で駆除作業を実施しています。
29	22	参考データを見れば、一目瞭然で、農地も森林もどんどん減少しています。当た

		り前のことで、人口を増やすための施策をしているために、農地はどんどん宅地化され、ますます減っていきます。 また、折角森林環境譲与税ができたのに、茅ヶ崎市では民間の樹林を保全するためにこの税金が使えるようなシステムがないために、どんどん荒れ果てた樹林が増え、それを維持できないために伐採されて、宅地にならない所は、資材置き場などになっています。食い止めるための法律や仕組みを作る必要があるのではないのでしょうか。
--	--	---

政策目標 2 良好な生活環境が保全されているまち について

No.	ページ	意見の内容
30	全般	茅ヶ崎市の生活環境についての記載について、非常にまとまっていて読みやすいものでした。こういった情報を定期的に報告書としてあげてくれるのは非常にありがたいものだと思っております。 その上で一つお願いがあるのですが、最近の生活環境で非常に迷惑だと思うものに、一般家庭での薪ストーブの煙害を取り上げてほしいのです。 最近、近隣でも薪ストーブを設置する家庭が増えてきていて、私を含めた近隣の住民の生活環境は決して良いものであるとは言えない状況にあります。 ただ、薪ストーブについては、法律や条例での規制はなく、市庁での対応も難しいと伺っております。 今後も薪ストーブを設置する家庭は増えていくと思いますし、大きな問題になる前に、まずは現状を把握するという意味でも、こういった報告書に薪ストーブの状況を取り入れて貰えないでしょうか。
31	全般	様々な環境への取り組み誠にありがとうございます。 常々思っておりましたことをこの機会にお伝えしたいと思います。 ビーチでの BBQ や飲酒について禁止にすることはできないでしょうか。多くの方が楽しんでおられるのも重々承知しておりますが、GW 過ぎからの BBQ や飲食がそのままビーチに残っていることが海やビーチを汚している主要因だと考えております。マナーを守って楽しんでおられる方も多いとは思いますが、そうでない方々により、湘南のビーチ・海が汚されていくのはとても悲しく、許しがたいです。私の知る限りではありますが、カリフォルニア州などでは BBQ や飲酒を禁止にしていたと思いますし、決して厳しいルールではないと考えます。 BBQ のサービスで商売をされている方の利益を毀損する懸念があるようであれば、全面禁止とは言わず管理された特定の場所に絞って可能とするなど、とにかくごみの不法投棄の防止・管理することが重要と考えます。 冬の間、人が減る時期の海のきれいさを真夏にも満喫したいですし、子供たちにも楽しんでもらえるような環境になってくれたらと願うばかりです。 ご検討のほど、何卒よろしくお願いいたします。
32	25	「ポイ捨てや不法投機が減り、良好な、」の根拠はどの資料からか。
33	27	『茅ヶ崎の環境』を精査すると地盤沈下の問題があった。また、基準内ではあったが「航空機騒音」についても言及すべき。航空機騒音、地盤沈下は典型 7 公害である。

34	28	今、水環境で大きな話題となっているフッ素系化合物（ピーファス）についても言及すべきでは。
35	34	施策指標①「景観資源の累計指定件数」とは 説明が不足。

政策目標 3 資源を大切にする循環型のまち について

No.	ページ	意見の内容
36	37	政策目標 3（10 年後の茅ヶ崎市のイメージ）に、『家庭ごみについて「家庭では水切り等の徹底や食品ロスを減らす取り組み等が広がり家庭から出される燃やせるごみが減っています。使い捨てのプラスチック等の使用が抑制され、紙類等資源物の分別も徹底されており、市民 1 人が 1 日当たりに排出するごみの量が少ないまちになっています。』と記載されています。 上記について、前年度（令和 6 年度版）の記載と同じ内容となっていますが、前年度と同じ状況で変化はないのでしょうか。10 年後の茅ヶ崎市の状況を推定するとその年度なりの何らかの進展があるのではないのでしょうか。 令和 7 年度版としての新しい記載が欲しいと思います。 最近の国の資源循環型社会の施策は、地球温暖化対策、2050 年までのカーボンニュートラル・それに向かっての 2030 年までの中間目標、脱炭素政策、グリーン成長戦略、食品リサイクル法、小型家電リサイクル法、プラスチック資源循環法等多くの施策が次々と進められています。これらを全て記載しなくともこれらの背景を踏まえて、市民への情報提供を含めた序文にしたらと考えます。 具体的に、茅ヶ崎市関係に限っても、下記項目における市の施策の概要、方針等可能な限りの内容で提示して頂ければと思います。 ① 茅ヶ崎市ごみ焼却処理施設 処理能力：360t/日（120t/日×3 炉） 竣工：1995 年 9 月⇒竣工後 30 年になります。 検討点：建設当初のごみ質、ごみ量が変わっている。⇒見直し必要 施設寿命からすると更新時期が過ぎている。⇒更新計画必要 全体として処理やリサイクルだけでなく、LCA の面からも再確認が必要だと思います。 参考：必要処理能力試算（係数を単純化して試算、リサイクル率、設備係数含まず） 市民 1 人当たりのごみ排出量≒0.7kg/人・日、人口≒23 万人、 年間稼働日数≒300 日/365 日とした場合 ごみ焼却必要処理量 $0.7\text{kg/人・日} \times 23\text{万人} \times 365/300\text{日/年} \div 1,000 = 196\text{t/}$ ② 焼却灰処理システム 当初設置した灰溶融システムは現在どのようになっているか。 灰溶融は燃料費（電気代）が多く掛かるが見直しの必要はないか。 焼却灰の減容化の他に溶融スラグの有効利用先があるか。 課題があれば今後の施策に組込む必要があると思います。

		③ 最終処分場 現状の最終処分場で、10 年後までに満杯にならないか。 新しい処分場を設ける場合は周辺住民との協議が必要となります。
--	--	---

政策目標 4 気候変動に対応できるまち について

No.	ページ	意見の内容
37	52 54	最も身近な再生可能エネルギーとして「太陽光発電システム」があり、基本計画に組み込まれて導入推進が記載されておりますが、実績の事業評価欄での記載は抽象的な記載と感じます。基本計画の推進には多くの市民の協力が不可欠であり、より多くの市民活動団体にも声掛けして頂いて、更なる協力を得ての報告書として頂けたらと感じます。 身近な公共施設としては、市民活動サポートセンター、公民館、コミュニティーセンターがあると思いますが、これらの施設には太陽光発電システムが設置されています。これら公共施設で、実際の太陽光発電システム例を参考にして、これから太陽光発電を自宅で設置したい市民が希望すれば、設置のアドバイスが可能な相談体制を設けたら如何でしょうか。 公共施設の設置例として、市民活動サポートセンターの屋根に設置した太陽光発電システムがあります。これは、グリーン電力基金と市民の協力を得て設置した市民立太陽光発電設備ですが、この設備で発電した電力はサポートセンターの使用電力を賄い、余剰電力は売電されています。また、現在はサポートセンター照明の省エネ対策、余剰電力の蓄電設備も備えています。これらの発電実績について、市民に対する太陽光発電設備導入サポート業務の推進策として検討をしたら如何でしょうか。 また、最近は新しい太陽光発電システムとして、薄型軽量のペロブスカイト太陽電池利用の新しいシステムが開発され、各地で実証が進み、国も後押ししています。この例として、藤沢市内で薄型太陽電池を一般住宅に組み込んだ実証設備が稼働しています。太陽光発電は再生可能エネルギーの中でも中心となっているエネルギー源でもあります。 国では、環境基本計画と共に関連施策としてエネルギー基本計画も策定しており、現在第 7 次エネルギー基本計画の策定を行っていて、随時ホームページ等で状況報告をしています。これらの現状動向を踏まえて対応方法、記載方法はいろいろあると思いますが、本市の環境基本計画にも反映、記載して頂けたらと思います。
38	54	再生可能エネルギーの 1 つである「風力」の視点は無いのか。市内の小中学校に設置されている「立派な風車」の有効活用はされていないのか。施策指標の②「太陽光発電システムを導入済の割合（市民）」、③「太陽光発電システムを導入済の割合（事業者）」は、現況と将来の目標値の展開がおかしい。
39	58	県環境科学センターの「市民参加による暑さ指数調査」に毎年参加しているが、暑さ指数計(輻射温度計)測定の必要性に関する解説が不足。市役所内に指数計の設置、活用している記載があるが、市内の学校に積極的に配布、活用すべき。(私も市民参加時に購入した。4000 円程度)。また、地球環境問題の解決策としては、『クーリングシェルターとウォームシェルターとをセット』で行う必要がある(環境省でも同様の目標を掲げている)。

政策目標 5 環境に配慮した行動を実践するまち について

No.	ページ	意見の内容
40	67	右側下の各種研修会。環境省の環境調査研修所では、ここに掲げた分野以外にも「自然環境調査系(市民団体との協働など)もあるので積極的に参加、派遣して職員のスキルアップに繋げてほしい。
41	5,61,62, 66,68,69, 資-12,23, 資-46	環境活動とは意味不明。「環境活動の促進」は「環境保全活動等の促進」に、「環境活動の推進」は「環境保全活動の推進」に

資料編 について

No.	ページ	意見の内容
42	資-38	緑化ガイドラインの作成。具体的な取組は。何故なら毎年同じで具体的な行動の進展が見られない。
43	資-40	施策⑦公害防止対策の推進に、『茅ヶ崎の環境』の精査を入れる。典型七公害に係る「航空機騒音」、「地盤沈下」等の調査が行われている。
44	資-47	『用語集』全体。 暑さ指数：暑さ指数は単純に気温のみで決まるものではなく、湿度と輻射熱(これが重要。)からなる指標であることが重要であり、暑さ指数計の写真(特に、輻射熱を計測する黒球部分)を添付して詳細解説のこと。 エコドライブ：「簡単に実施できる」とは意味不明 外来種：「マングース～侵略的外来種と呼ぶ」までを削除。 「気候変動緩和策、適応策、変動適用法」：この3項目は統合して分かりやすく修文。 自然環境評価調査：本調査の主体は、「市民」であることから「地域の市民や専門家の協力を得て、市域全体を対象に、良好な自然環境を指標する生きものの分布を調査、評価するための調査のこと。」に修文。 ゼロカーボンシティ：茅ヶ崎市が指定されていることを記載 特定外来生物：トキワツユクサは特定外来生物には指定されていない(少なくとも、令和2年11月2日改訂の環境省パンフには重点対策外来種の指定はあるが、特定外来生物ではない。毎年、検討会が実施されて、最新情報による見直が行われているため、再度確認のこと。